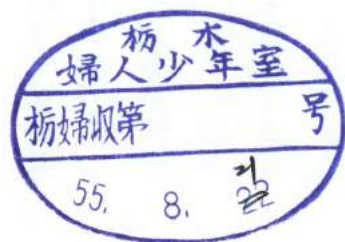


GAa1/1

8-7-78

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（仮訳文）



女性と仕事の未来館



01077619



(外務省仮訳文)

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女の同権とに関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること及びすべて人は、性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるとを宣言していることに留意し、

国際人権規約の締約国が、すべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に締結された男女の権利の平等を促進する国際条

約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関により採択された男女の権利の平等を促進する決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず婦人に対する広範な差別が依然として存在していることを憂慮し、

婦人に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反するものであり、婦人が男子と同等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的生活に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、国及び人類に対する貢献における婦人の潜在能力の完全な開発を一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、婦人は、食糧、健康、教育、職業訓練、雇用機会その他の必要に対する機会を最少限にしか有しないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が、男女間の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイトの根絶並びにあらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が、男女の権利の十分な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全の強化、国際間の緊張の緩和、社会的及び経済的制度のいかに問わずすべての国の間の相互協力、全面的かつ完全な軍備縮小、特に、嚴重かつ効果的な国際管理の下における核軍備の縮小、諸国間の正義、平等及び互恵の原則の確認、外国の支配下、植民地支配の下及び外国の占領下にある人民の自決及び独立の権利の実現並びに国の主権及び領土保全の尊重が、社会の進歩及び発展を促進すること、ひいては、男女間の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び平和の大義は、あらゆる分野において婦人が男子と同等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

従来十分に認められていなかった家族の福祉及び社会の発展に対する婦人の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における婦人の役割が差別の根拠となるべきではなく、かつ、子の養育には

男女間及び社会全体における責任の分担が必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

婦人に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること並びにこのために婦人に対するあらゆる形態及び形象の差別を撤廃するために必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「婦人に対する差別」とは、性に基づく差別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、婦人（婚姻をしているか否かを問わない。）が、男女の平等を基礎として、人権及び基本的自由を認識し、享受し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、婦人に対するあらゆる形態の差別を非難し、すべての適当な方法により、かつ、遅滞なく婦人に対する差別を撤廃する政策を追求することに合意し及びこのために次のことを約束する。

(a) 男女平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合には、これを定め、かつ、男女平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 婦人に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 婦人の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある国内裁判所その他の公的機関を通じいかなる差別行為からも婦人を効果的に保護することを確保すること。

(d) 婦人に対するいかなる差別的行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び公的機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、組織又は企業による婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 婦人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 婦人に対する差別となるすべての国内刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、男子との平等を基礎とする人権及び基本的自由の行使及び享受を婦人に保障することを目的として、婦人の十分な発展及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をあらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野においてとる。

第四条

1 男女間の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置を締約国がとることは、この条約に定義する差別とみなしてはならないが、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持することとなつてはならない。

これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されるものとする。

2 母性保護を目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）を締約国がとることは、差別とみなしてはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) あらゆる場合において児童の利益は最初に考慮すべき事項であるとの理解の下に、家庭教育に、社会的役割としての母性についての適正な理解並びに児童の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。

第六条

締約国は、あらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するための

すべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、国の政治的及び公的活動における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、婦人に対し男子と同等の条件で次の権利を確保する。

(a) すべての選挙及び国民投票（レファレンダム）において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政策の策定及びその実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 国の公的及び政治的活動に係る非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、婦人に対し、男子と同等の条件で、かつ、いかなる差別もなく、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、婦人に対し、国籍を取得し、変更し又は保持する男子と同等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、婦人に対し、子の国籍に関して男子と同等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、婦人に対し、教育の分野において男子と同等の権利を確保するため、特に、男女平等を基礎として次のことを確保するため、婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における進路及び職業指導、勉学の機会並びに資格証書の取得のための同一の条件。この平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる形態の職業訓練におい

て確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教職員及び同一の質の学校施設についての機会

(c) 教育のすべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃。この場合において、その目的の達成を助長することとなる男女共学その他の種類の教育を奨励し、特に、教育書及び授業計画の改定並びに教授法の調整を行う。

(d) 奨学金その他の勉強補助金の利益を享受する同一の機会

(e) 教育継続計画（成人向けの及び機能的な識字計画を含む）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした教育継続計画を利用する同一の機会

(f) 女子学生の中途退学率の減少及び早期に退学した婦女のための計画の策定

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特別の教育的情報（家族計画に関する情報

及び助言を含む。〕についての機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として、同一の権利特に次の権利を確保するため、雇用の分野における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する選考のための同一の基準の適用を含む。〕についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の安定並びに役務に係るすべての手当及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（実習、高等職業訓練及び定期的訓練を含む。〕を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（諸手当を含む。〕及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価についての取扱いの平等

(e) 特に、退職、失業、傷病、廃疾、老齢その他の労働不能の場合における社会保障の権利並びに有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする婦人に対する差別を防止し、かつ、効果的

な婦人の労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているか否かに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の職、前任又は社会的手当の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 特に保育施設網の設置及び発達の促進を通じて、親が家庭の義務と労働の責任及び公的生活への参加とを両立させることを可能とするための必要な補助的社会的便益の提供を奨励すること。

(d) 妊娠中の婦人に有害であることが証明されている種類の作業においては、婦人に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護立法は、科学的及び技術的知識に照らして定期的に検討するものとし、また、必要に応じて修正し、廃止し又はその適用を拡大

する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として、保健事業（家族計画に関連するものを含む。）に対する機会を確保するため、保健の分野における婦人に対する差別を撤廃するた
めのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、婦人に対し、妊娠、分べん及び産後期間に関
する適当な便益（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳期間中の適当な
栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として、同一の権利特に次の権利を確保するため、経
済的及び社会的生活の他の分野における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての
適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

- (c) レクリエーション活動、スポーツ及びあらゆる側面における文化的な生活に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の婦人が直面する特別の問題及び農村の婦人が家族の経済上の生存（経済の貨幣化されていない部門における婦人の労働を含む）のために果たしている重要な役割を考慮に入れて、農村地域の婦人に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として、農村地域の婦人が農村の開発に参加し及びその開発により利益を受けることを確保するため、農村地域の婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの婦人に対して次の権利を確保する。

- (a) あらゆる段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適切な保健施設（家族計画についての情報、カウンセリング及び便益を含む）を利用する権利

- (c) 社会保障計画から直接に利益を受ける権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、公式及び非公式のあらゆる種類の訓練及び教育（機能的識字に関するものを含む）並びに、特に、すべての地域サービス及び教育普及運動からの利益を受ける権利
- (e) 雇用又は自営を通じて経済的な機会に対する平等な機会を得るために自助集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、市場施設、適正な技術、土地及び農地の改革並びに土地の再開拓計画における平等な待遇に対する機会を有する権利
- (h) 特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関し、相当な生活条件を享受する権利

第四部

第十五条

締約国は、婦人に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、婦人に対し、民事の問題において男子と同一の法的能力及びこの能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、婦人に対し契約を締結し及び財産を管理する権利を与えるものとし、また、裁判所における手続のすべての段階において婦人を平等に取り扱う。

3 締約国は、婦人の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべてのいかなる種類の私的文書も無効とみなすことに同意する。

4 締約国は、個人の移動に関する法律並びに居住及び住所の自由に関して男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び両当事者の自由かつ完全な合意のみにより婚姻をす

同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 婚姻をしているか否かを問わず、児童に関する事項についての親としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、児童の利益は至上である。

(e) 児童の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定し並びにこの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を利用する同一の権利

(f) 児童の保護、後見、信託及び養子縁組又は国内法にこれらに類する制度の概念が存在する場合にはその制度に関する同一の権利及び責任。あらゆる場合において、児童の利益は至上である。

(g) 夫及び妻としての同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産の所有、取得、運用、管理、享受及び処分に関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻はいかなる法的効果も有しないものとし、婚姻のための最低

年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるために必要なすべての行動

(立法を含む。)はとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施についてもたらされた進歩を検討するために、婦人に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時には十八人及び三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約の対象とされる分野において十分な能力を有する専門家で構成する。専門家は、締約国により自国民の中から選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。この場合において、配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の六箇月後に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対

し、指名された者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出度しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これら九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の議長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これら二人の委員は、委員会の議長によりくじ引

で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、不時の空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から別の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内に、(b)その後は少なくとも四年ごとに、更には、委員会が要請するときに、この条約の実現のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこの点についてもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、通常、第十八条の規定により提出される報告を検討するために毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、通常、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

2 事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位に関する委員会に送付する。

第二十二條

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施についての審議に代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある分野におけるこの条約の実施に関する報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條

この条約のいかなる規定も、(a)締約国の立法又は(b)締約国について効力を有する他の国際条約若しくは国際協定に含まれる規定であつて男女間の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

第二十四條

締約国は、自国において、この条約において認められる権利の完全な実現を達成するために必要なすべての措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

- 2 国際連合総会は、必要に応じ、1の要請に関してとるべき措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

- 2 この条約の目的と両立しない留保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。通告は、その受領の日
- に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、

いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、署名若しくは批准又は加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を行つた締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を行つた締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

